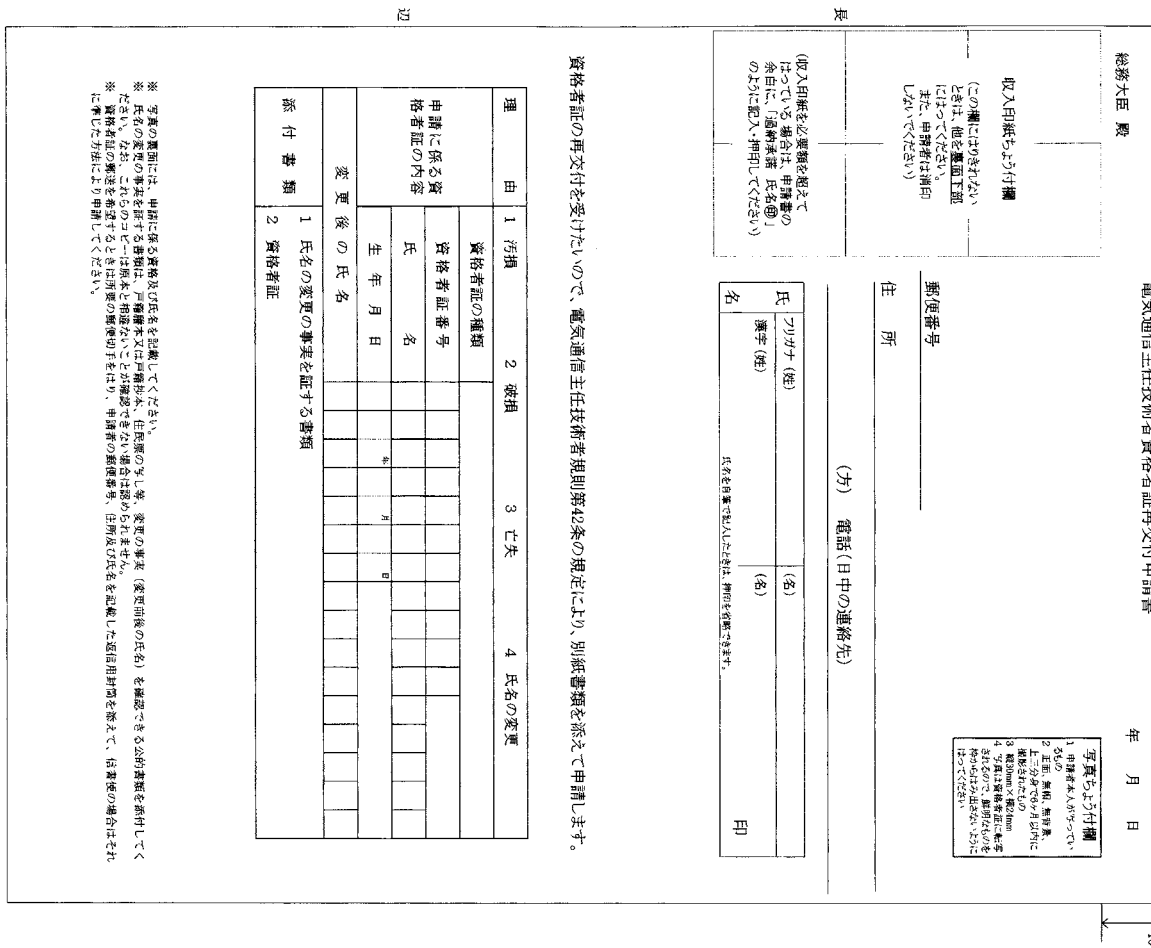
別表第十四号様式中注以外の部分を次のように改める。

別表第十四号様式（第42条関係）



別表第十四号様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様式注4中「注3」を「注2」に改め、同注を同様式注3とし、同様式に次のように加える。

4　添付書類の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第三条及び別表第一号様式の改正規定は公布の日から起算して一年を経過した日から、第二十一条、第二十三条から第二十四条の二まで、第二十七条、第二十九条及び第三十四条の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の電気通信主任技術者規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付された資格者証でこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の電気通信主任技術者規則（以下「新規則」という。）の規定により交付されたものとみなす。

3　旧規則の規定により交付された資格者証に限り、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者の氏名に変更を生じたときは、新規則第四十二条の規定にかかわらず旧規則第四十一条の規定により資格者証の訂正を受けることができる。この場合において、新規則別表第十四号様式中「再交付」とあるのは「訂正」に、「電気通信主任技術者規則第42条」とあるのは「平成22年総務省令第11号附則第3項」とする。

○総務省令第十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七十二条第二項及び第七十三条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、工事担任者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

総務大臣　原口　一博

工事担任者規則の一部を改正する省令

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「（認定書の交付）」に改め、同条中「とともに、認定した旨を告示する」を削る。

第二十一条の見出しを「（認定の取消し等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により認定を取り消された者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。

第二十二条第二項を次のように改める。

2　前項の届出があつたときは、その廃止に係る学校等又は部科に関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失う。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（認定学校等の公示）

第二十二条の二　総務大臣は、第十九条の規定により認定した学校等及び部科の名称、第二十条第一項の規定により変更の届出があつた場合は変更後の学校等及び部科の名称、第二十一条第一項の規定により認定の取消しを行つた場合又は第二十二条第一項の規定により廃止の届出があつた場合はその旨、及びその他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第二十五条第五号中「授業時間（」の下に「養成課程に係る授業が次号ロに規定するメディアを利用して行う授業である場合は別表第八号に掲げる授業時間の二分の一の時間とし、」を加え、「別に特に」を「特に」に改め、「その授業時間」の下に「とする。」を加え、同条第六号を次のように改める。

六　授業は次のいずれかに該当するものであること。

イ　講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか若しくはこれらの併用による方法により行う授業又は当該授業の内容を電気通信回線を通じて送信すること等により当該授業を行う教室等以外の場所で当該授業を同時に受けさせる方法により行う授業（以下「面接等授業」という。）